

帝京大学 動物実験に関する倫理委員会 事前審査委員会規程

(設置)

第1条 帝京大学は、大学において実施されるすべての動物実験および飼育を審議する「帝京大学動物実験に関する倫理委員会（以下、「審査委員会」という）」の下に「帝京大学動物実験に関する事前倫理審査委員会（以下、「事前審査委員会」という）」を置く。英文表記は Teikyo University Animal Ethics Preliminary Review Committee とする。

(審査)

第2条 事前審査委員会は、審査委員会で審議する前に、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 申請書類に不備がないことの確認審査
- (2) 関連する委員会等の手続きを経ていることの確認審査
- (3) その他、審査委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 事前審査委員会は、次の各号に掲げる委員を以って構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 板橋キャンパス中央実験動物施設の専任教職員 若干名
- (3) その他、委員長が指名した者 若干名

(任命)

第4条 前項第1項(2)および(3)の委員は、委員長の推薦を受け、学長がこれを委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長)

第6条 事前審査委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

- 2 委員長は、委員を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議および審査)

第7条 事前審査は、委員全員の確認と合意を原則とする。

- 2 第3条の各号に掲げる委員から提出のあった動物実験に係る倫理に関する事項を審査する場合は、当該委員はその審査に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査結果)

第9条 事前審査委員会は、審査結果を審査委員会へ報告する。

(庶務)

第10条 事前審査委員会の庶務は、板橋キャンパス中央実験動物施設において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、事前審査委員会の運営に関し必要な事項は、事前審査委員会の議を経て別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長を経て理事長が行う。

附 則

(施行時期)

- 1 この規程は、2015（平成27）年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。